

各高等学校に期待される社会的役割等（スクール・ミッション）の再定義 及び三つの方針（スクール・ポリシー）の策定について

1 これまでの経緯

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（R3. 1. 26 中央教育審議会）等を踏まえて、**学校教育法施行規則の一部改正（R3. 3. 31 文部科学省）**が行われ、各高等学校に期待される社会的役割等の再定義や高等学校における「三つの方針」の策定についての考え方が示された。

○ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

高等学校の設置者が、各高等学校やその立地する市町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆる**スクール・ミッション**）を再定義することが望まれる。

○ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに「三つの方針」（いわゆる**スクール・ポリシー**）を定め、公表する。

【三つの方針（スクール・ポリシー）】

- ① 育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）
- ② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
- ③ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

2 社会的役割等（スクール・ミッション）の再定義

（1）策定の趣旨

各高校の在り方を検討する上で、各学校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
⇒ 各高校の存在意義や期待されている社会的役割、目指すべき高校像をスクール・ミッションとして再定義

（2）内容

- 第2期宮城県教育振興基本計画、各高等学校の校訓、歴史や伝統、設立の経緯、これまでの各高等学校が実践してきた教育活動を踏まえて、現在各高等学校が地域社会で果たしている役割や育成する生徒像について整理

（3）意義及び効果

○ 社会的役割等（スクール・ミッション）の再定義

- ・ 学校の存在意義、期待される社会的役割、目指すべき学校を問い直すことができる。
- ・ 全教職員で学校の在り方、今後の方向性を共有することができる。
- ・ 学校の取り組み等が明確になることで、外部への情報発信がしやすくなる。

⇒ **学校の特色化！差別化！学校の魅力を発信！中学生が学校を選択する一助に！**

3 三つの方針（スクール・ポリシー）の策定

（1）策定の趣旨

- イ 高等学校教育の入学選抜時から卒業時までの教育活動を一貫した体系的なものに再構成
- ロ 教育活動の継続性を担保
- ハ 特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針として公表
 - (イ) 各高等学校における育成を目指す資質・能力を明確化・具体化
 - (ロ) カリキュラム・マネジメントを通じて、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善
 - (ハ) スクール・ポリシーを基準にして、高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化
 - (ニ) 学校評価において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

（2）内容

- イ 育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを旨とするのかを定める基本的な方針
- ロ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

育成を目指す資質・能力に関する方針を達成するために、どのような教育課程を編成し、実施し、学習評価を行うのかを定める基本的な方針
- ハ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

スクール・ミッションや育成を目指す資質・能力に関する方針と教育課程の編成及び実施に関する方針に基づく教育内容等を踏まえ、入学時に期待される生徒像を示す基本的な方針

（3）意義及び効果

○ 育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）
<ul style="list-style-type: none">・生徒：方針に示された資質・能力を身に付けることが高校生活の目標・教職員：方針に示された資質・能力を育成することを日々の教育活動の最終的な目標として、年間指導計画の策定や日々の授業の実施・改善・入学希望者：明確化された卒業時の姿を学校選択時の参考情報として活用
○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
<ul style="list-style-type: none">・生徒：方針に示された内容を踏まえて、卒業までの学習の道筋を捉える・教職員：カリキュラム・マネジメントの基盤として教育課程全体の体系的化や各教科・科目の意味付、一貫した方針の下での年間指導計画の策定や日々の授業の実施・改善等・入学希望者：教育活動の基本的な方針を学校選択時の参考情報として活用
○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）
<ul style="list-style-type: none">・入学希望者：学校選択時の判断基準や入学に向けた目標・中学校：進路指導に当たる上での参考情報

スクール・ミッション及びスクール・ポリシーについては、近日中に県教育委員会及び各学校のホームページに掲載予定。

第36次宮城県社会教育委員の会議及び第12次宮城県生涯学習審議会 「意見書」について

1 「意見書」の提出について

提出者：第36次宮城県社会教育委員の会議 及び 第12次宮城県生涯学習審議会

提出日：令和4年4月22日

根拠：社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第3項

趣旨：時代の要請に対応する生涯学習の振興や社会教育の在り方等を県教育委員会に提言

2 「意見書」の概要について

(1) 審議テーマ 「新たなステージに向けたオールみやぎの取組」

～継承と創造によって持続する地域へ～

(2) 背景

○国の施策より

・第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 → 新しい時代の学びの在り方

○宮城県の現状と課題

・人口減少・少子高齢化

・東日本大震災から10年

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大

・Society5.0へのシフト

○県の施策より

・新・宮城の将来ビジョン「宮城の未来をつくる4つの柱」等

○これまでの提言より

・第35次の提言

・第10次生涯学習審議会答申

(3) 提言 今日課題や地域の実態に即した、宮城のより良い生涯学習・社会教育環境を創造するために、3つの提言がなされたもの。（◎「創造」の側面 ○「継承」の側面）

提言1 学びづくり

◎全世代に向けた社会の変化に対応した学びの提供を行う

○地域に生きる学びや実践を支援・伴走する

○学んだ成果を生かす仕組みづくりを行う

提言2 人びとづくり

◎社会教育に関わる地域人材を創出する

○地域の未来を担う若者人材の育成を図る

○社会教育行政に関わる人材の育成を図る

提言3 絆づくり

◎多様な主体との連携・協働を推進する

○人びとの絆を育む活動を推進する

○社会教育に関わる人材のための地域を越えた交流の場・つながりの場・循環の場を創出する

3 今後の対応について

これまで、人材の育成、研修会の実施、他部局との連携・協働など、審議途中であっても、できることから工夫・改善を図ってきたが、今後は、今回提言された内容を生涯学習の主要施策に反映させながら、宮城の生涯学習の振興、社会教育の推進に取り組みたい。

参考：第36次宮城県社会教育委員の会議兼第12次宮城県生涯学習審議会の審議経過

回	会議等開催日	審議内容等
第1回	令和2年6月3日(水)	・委嘱状交付 ・第35次審議テーマの設定
第2回	令和2年9月11日(金)	・第36次審議テーマ，審議計画に関する協議
第3回	令和3年1月13日(水)	・宮城県の地域課題の洗い出しについて ・第36次審議テーマについての検討，審議 ・今後の方向性と審議計画についての検討・確認 ・第11次宮城県生涯学習審議会「生涯学習プラットフォームの構築」の報告，検証 ・第35次の提言を踏まえた生涯学習事業の進捗状況の報告等
第4回	令和3年3月23日(火) ※以降，兼第12次宮城県生涯学習審議会	・論点の整理 ・審議内容の方向性の協議と決定 ・審議テーマ及び副テーマについて ・今後の審議計画について
小委員会	令和3年4月27日(火)	・審議テーマの協議 ・先進地調査について
第5回	令和3年5月20日(木)	・審議テーマの協議 ・先進地調査について ・今後の審議計画について
実地調査1	令和3年7月5日(月)	■実地調査①(気仙沼市まち大学運営協議会)
実地調査2	令和3年7月6日(火)	■実地調査②(名取市那智が丘公民館)
小委員会	令和3年8月6日(金)	・先進地調査を終えて ・第36次意見書の内容についての審議
第6回	令和3年10月1日(金)	・先進地調査を終えて ・審議テーマ及び副テーマの文言の押さえ ・第36次意見書の内容について検討・審議
実地調査3	令和3年10月26日(火)	■実地調査③(長野県長寿社会開発センター) ※オンライン会議システムを活用しての聞き取り
第7回	令和3年12月21日(火)	・先進地調査を終えてのまとめ ・第36次意見書の内容についての検討・審議
小委員会	令和4年1月25日(火)	・第36次意見書の内容について検討・審議
第8回	令和4年2月18日(金)	・第36次意見書の最終審議(教育委員会への付議等意思決定及び日程等確認)
意見書提出	令和4年4月22日(金)	・第36次意見書の上申

宮城県指定文化財の指定解除について

平成26年2月25日付けで宮城県指定文化財（古文書）に指定された多賀城跡出土漆紙文書について、令和4年3月22日付け文部科学省告示第38号により国の重要文化財に指定されたことに伴い、宮城県文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第4条第3項の規定に基づき、宮城県指定文化財の指定が解除されたもの。

1	指 定 名 称	<small>た が じょうあとしゅつ どうるしがみもんじょ</small> 多賀城跡出土漆紙文書
2	所 有 者	宮城県
3	所 在 地	多賀城市
4	員 数	92点
5	指 定 年 月 日	平成26年 2月25日
6	指 定 解 除 年 月 日	令和 4年 3月22日
7	解 除 理 由	国の重要文化財指定による (令和4年3月22日付け文部科学省告示第38号)
8	詳 細	



左) 土器に貼り付いて出土した漆紙文書「けいちょうれきみょう計帳歴名（課税台帳）」
 右) 赤外線カメラで撮影した写真